

第3次田辺市男女共同参画プラン策定に係る アンケート調査にご協力をお願いします

案

市民の皆さまにおかれましては、日ごろから市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、田辺市では、平成26年3月に「第2次田辺市男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

今回の調査は、プランの見直しにあたり、田辺市にお住まいの18歳以上の方2,000人を無作為に選び、市民の皆さまのお考えをお聞かせいただくために実施するものです。

お答えは、すべて無記名で統計的に処理いたしますので、個人が特定されることや、調査目的以外に使用するようなことはございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年10月
田 辺 市

ご記入にあたってのお願い

1. 回答は、あて名のご本人がお答えくださるようお願いいたします。
ご本人での回答が困難な際は、ご家族などのご協力により、ご本人のお考えをご回答ください。
2. 回答は、ボールペンまたは濃い鉛筆でご記入ください。
3. 回答は、各質問の問いに対して、あてはまる番号を選んで○をつけてください。
また、「その他」にあてはまる場合は、() 内に、その内容をご記入ください。
4. ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、10月●日（●曜日）までに、ご返送ください。
また、インターネットからご回答いただく場合は、調査票は返送せず、次のURLか、右のQRコードから回答フォームにアクセスして、ご回答ください。
<https://logoform.jp/form/nAhC/>（調整中）



<お問い合わせ> 田辺市 男女共同参画推進室
〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター4階
電話：0739-26-4936 Eメール：danjo@city.tanabe.lg.jp

1. あなたご自身のことについておたずねします。

問1. あなたの性別をお答えください。

(自認する性別1つに○)

1. 女性 2. 男性 3. どちらともいえない/答えたくない

問2. あなたの年齢をお答えください。

(令和4年10月1日現在の満年齢で、あてはまるもの1つに○)

1. 18歳～19歳 2. 20歳～29歳 3. 30歳～39歳 4. 40歳～49歳
5. 50歳～59歳 6. 60歳～69歳 7. 70歳以上

問3. あなたの一番下のお子さんにあてはまるものは、次のどれですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 就学未満 2. 小学生・中学生・高校生 3. 大学・専門学校等の学生
4. 就学を終えた子ども 5. 子どもはいない

2. 男女平等についておたずねします。

問4. あなたは、次のような分野で

男女の地位は平等になって
いると思いますか。

(ア～クそれぞれについて、
あてはまるもの1つに○)

	女性に 優遇されて いる	男性に 優遇されて いる	どちらか といえは 平等である	女性に 優遇されて いる	男性に 優遇されて いる	わからない
ア. 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
イ. 職場では	1	2	3	4	5	6
ウ. 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
エ. 地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
オ. 社会通念・習慣・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
カ. 法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5	6
キ. 政治の場では	1	2	3	4	5	6
ク. 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問5. 「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって男女の役割を決めるような考え方が社会の中にまだあると思いますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. まだまだあると思う | 3. どちらともいえない |
| 2. 少しはあると思う | 4. ほとんどないと思う |

問5で「1. まだまだあると思う」「2. 少しはあると思う」と答えた方におたずねします。

問6. それは、どの分野ですか。

(あてはまるものすべてに○をつけ、具体的な内容をお書きください)。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 家庭生活 (内容 |) |
| 2. 職場 (内容 |) |
| 3. 学校教育の場 (内容 |) |
| 4. 地域活動の場 (内容 |) |
| 5. 社会通念・習慣・しきたりなど (内容 |) |
| 6. その他 (|) |

問7. あなたは、次の「ことば」をご存じでしたか。

(ア～コそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	よく 知 っ て い た	知 っ て い た	知 ら な か っ た
ア. 女子差別撤廃条約	1	2	3
イ. ジェンダー (社会的・文化的につくられた性差)	1	2	3
ウ. デートDV (交際相手からの暴力)	1	2	3
エ. エンパワメント (本人の内にもっている個性、能力を引き出す)	1	2	3
オ. ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
カ. アンコンシャスバイアス (無意識の偏ったモノの見方)	1	2	3
キ. LGBTQ (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つ)	1	2	3
ク. 生理の貧困 (経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるという問題)	1	2	3
ケ. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
コ. ダイバーシティ (多様性)	1	2	3

3. 家庭内の役割分担や子育てについておたずねします。

問8. 日常的な家事・仕事等の役割分担についておたずねします。

(ア～シそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

「A. 理想」は、すべての方がお答えください。

「B. 現状」は、家族や配偶者（パートナー）と一緒に住まいの方のみお答えください。

また、「B. 現状」の高齢者等の介護、子育てに関する項目（コ～シ）は、該当する方のみお答えください。

	A. 理想				B. 現状			
	主に男性	主に女性	分担 男女共同・	その他	主に男性	主に女性	分担 男女共同・	その他
ア. 食事のしたく	1	2	3	4	1	2	3	4
イ. 食事の後片付け	1	2	3	4	1	2	3	4
ウ. 日常の買い物	1	2	3	4	1	2	3	4
エ. 掃除	1	2	3	4	1	2	3	4
オ. 洗濯	1	2	3	4	1	2	3	4
カ. ゴミだし	1	2	3	4	1	2	3	4
キ. 大工仕事や電気製品の管理	1	2	3	4	1	2	3	4
ク. 生活費の確保	1	2	3	4	1	2	3	4
ケ. 町内会や自治会への出席	1	2	3	4	1	2	3	4
コ. 高齢者や病人の世話・介護	1	2	3	4	1	2	3	4
サ. 育児、子どもの勉強やしつけ	1	2	3	4	1	2	3	4
シ. 学校行事への参加	1	2	3	4	1	2	3	4



問9. 子育てについて、あなたのご意見に近いものはどれですか。

(ア～ケそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
ア. 子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい	1	2	3	4	5
イ. 子どもの世話の大部分は、父親にもできる	1	2	3	4	5
ウ. 親が仕事のために、子育て支援サービスを活用してもよい	1	2	3	4	5
エ. 子どもは、性別にこだわらず個性を伸ばすほうがよい	1	2	3	4	5
オ. 男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい	1	2	3	4	5
カ. 男の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
キ. 女の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
ク. 男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
ケ. 女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5

問10. 男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なことは何だと思いますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

1. 夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること 2. 社会の中で、男性も家事、育児、介護などをするのが当たり前だという考え方を普及させること 3. 労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること 4. まわりの人が夫婦の役割分担意識等についての当事者の考え方を尊重すること 5. 男性が家事などについて関心を高めるような啓発や情報提供をすること 6. 仕事と生活の両立等の問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること 7. 公民館や、男女共同参画センター等で講座等を開催し、男性が家事、育児、介護などの技術を習得できるようにすること 8. その他（具体的に 9. わからない

4. 社会活動・地域活動等についておたずねします。

問 11. あなたが現在、仕事以外に行っている活動と、今後新たに始めたい（続けたい）活動は何ですか。
（ア、イそれぞれについて、あてはまるものすべてに○）

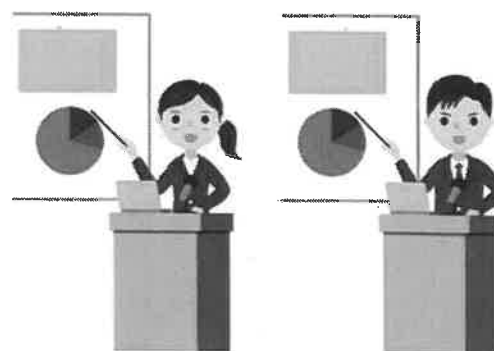
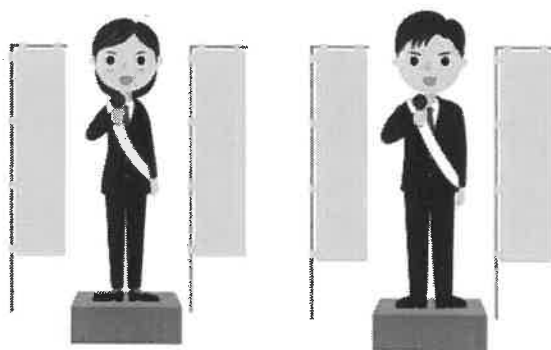
	町内会・PTA・子どもクラブ活動	趣味・スポーツ・教養に関する活動	消費生活・環境・リサイクル活動	社会福祉活動	まちづくりなどの活動	職業技術や資格の取得	国際交流活動	その他の活動（ ）	特になし
ア. 現在行っている活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9
イ. 今後始めたい（続けたい）活動	1	2	3	4	5	6	7	8	9

問12. あなたが仕事以外の活動（社会活動・地域活動など）に参加しようとするうえで、どのようなことが問題になると思いますか。
（あてはまるもの3つまでに○）

1. 時間の余裕がない
2. 家族の協力や理解がない
3. 子どもや高齢者等を預けるための施設やホームヘルパー制度などが充実していない
4. 身近な所に活動する場所がない
5. 参加したいが、どこでどのような活動をしているのかという情報が不足している
6. 経済的に余裕がない
7. リーダーや代表者になると責任が重すぎる
8. 健康や体力に自信がない
9. 職場の上司や同僚の理解が得られない
10. その他（具体的に
）
11. 特に問題はない
12. 活動自体したくない

問13. あなたは、次にあげるような役職や公職に「女性がもっと就いた方がよい」と思いますか。
(ア～カそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
ア. PTA会長、子どもクラブ会長	1	2	3	4
イ. 職場の管理職	1	2	3	4
ウ. 町内会長、区長、自治会長	1	2	3	4
エ. 県や市町村の審議会や委員会のメンバー	1	2	3	4
オ. 国会議員、県議会議員、市町村議会議員	1	2	3	4
カ. 知事や市町村長	1	2	3	4



問14. もし、あなたが次にあげるような役職や公職への就任
や立候補を依頼されたとしたらどうしますか。
(ア～カそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	引き受ける	状況により 引き受ける	こじわる	わからない
ア. PTA会長、子どもクラブ会長	1	2	3	4
イ. 職場の管理職	1	2	3	4
ウ. 町内会長、区長、自治会長	1	2	3	4
エ. 県や市町村の審議会や委員会のメンバー	1	2	3	4
オ. 国会議員、県議会議員、市町村議会議員	1	2	3	4
カ. 知事や市町村長	1	2	3	4

問15. 防災・災害復興における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。

(ア～クそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	特に必要 である	必要である	必要でない	どちらとも いえない
ア. 防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う (例：防災会議構成員への女性の積極的な登用)	1	2	3	4
イ. 女性消防職員・警察官を積極的に採用する (例：災害復興時における女性消防職員等の適正配置)	1	2	3	4
ウ. 避難所の設置・運営に配慮する (例：トイレ、更衣室の確保等)	1	2	3	4
エ. 避難所の運営に女性が関わる (例：避難所運営役員への女性の参画)	1	2	3	4
オ. 女性の相談窓口を設置する (例：女性相談員による専門の窓口設置)	1	2	3	4
カ. 備蓄物資に配慮する (例：医薬品、介護用品、生理用品の確保等)	1	2	3	4
キ. 医療体制に配慮する (例：診察室の確保等)	1	2	3	4
ク. 災害復興時における治安をよくする (例：夜間等の警備の強化)	1	2	3	4

5. 仕事についておたずねします。

問16. あなたの職業をお答えください。

(あてはまるもの1つに○)

1. 給与所得者（正社員）	7. 会社などの役員
2. 給与所得者（パート・アルバイトなど）	8. 学生
3. 自営業者（経営的立場）	9. 家事専従者（専業主婦・主夫）
4. 自営業者（家族従業員）	10. 仕事をしていない
5. 農林水産業従事者（経営的立場）	11. その他（具体的に
6. 農林水産業従事者（家族従事者）	）

問16で「1. 給与所得者（正社員）」「2. 給与所得者（パート・アルバイトなど）」と答えた方におたずねします。

問17. あなたの職場で、性別による待遇の違いや問題がありますか。

（ア～コそれぞれについて、あてはまるもの1つに○）

	男性の方が優遇 されている	女性の方が優遇 されている	ない どちらともいえ
ア. 採用時の条件	1	2	3
イ. 賃金	1	2	3
ウ. 昇進・昇格	1	2	3
エ. 能力評価	1	2	3
オ. 仕事の内容	1	2	3
カ. 仕事に対する責任の求められ方	1	2	3
キ. 研修の機会や内容	1	2	3
ク. 有給休暇や育児休業・介護休業の取得のしやすさ	1	2	3
ケ. 結婚退職や出産退職などの習慣	1	2	3
コ. その他（ ）	1	2	3

すべての方におたずねします。

問18. 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 女性の職域を拡大する
2. 賃金、昇給の男女の格差をなくす
3. 組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める
4. 男女ともに、能力を発揮できる配置を行う
5. 女性の能力、チャレンジ意欲を向上させるための教育・研修機会を充実する
6. 女性の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性の進出を促す計画を策定する
7. 結婚退職、出産退職の慣行をなくす
8. 男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする
9. パートタイマー・派遣労働者の給与・労働条件を改善する
10. 職場において男女が対等であるという意識を普及させる
11. 女性自身の職業に対する自覚・意欲を高める
12. その他（具体的に ）
13. わからない

問19. 子どもが生まれた場合の収入を得る仕事の継続について、あなたのお考えに近いものは何ですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 子どもが生まれても、収入を得る仕事を続ける
2. 子どもが生まれたら、育児休業等を取得してから、収入を得る仕事に戻る
3. 子どもが生まれたら、一旦収入を得る仕事をやめ、子育てを終えてから収入を得る仕事に戻る
4. 子どもが生まれたら、収入を得る仕事をやめて、子育てが終わっても収入を得る仕事はしない
5. その他(具体的に)
6. わからない

問20. 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業等を取得することについて、あなたはどのように思いますか。

(ア～ウそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	積極的に 取得した 方がよい	どちらか といえば 取得した 方がよい	どちらか といえば 取得しない 方がよい	取得しない 方がよい	わからない
ア. 育児休業	1	2	3	4	5
イ. 介護休業	1	2	3	4	5
ウ. 時短勤務	1	2	3	4	5



6. 男女の人権についておたずねします。

問21. あなたは、次のようなことがセクシュアルハラスメントにあたると思いますか。

(ア～キそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	どんな場合でも セクハラにあたる	セクハラの場合と そうでない場合がある	セクハラにあたる とは思わない
ア. スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする	1	2	3
イ. 卑猥（ひわい）な冗談を交わす	1	2	3
ウ. 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする	1	2	3
エ. 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性 性は職場の花でありさえすればいい」などと発言する	1	2	3
オ. 性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らす	1	2	3
カ. 身体に不必要に接触する	1	2	3
キ. 酒席で、上司の側に座席を指定する	1	2	3

問22. あなたは、次のようなことがストーカー行為にあたると思いますか。

(ア～キそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	どんな場合でも ストーカー行為にあたる	ストーカー行為の場合と そうでない場合がある	ストーカー行為にあたる とは思わない
ア. 行動先（通勤途中、外出先等）で待ち伏せする	1	2	3
イ. 「いつも見ているぞ」等と監視していることを告げる	1	2	3
ウ. 贈り物を受け取るように要求する	1	2	3
エ. 大声で「ハカヤロー」等と怒鳴る	1	2	3
オ. 家の前で車のクラクションを鳴らしたりする	1	2	3
カ. 拒否しているにもかかわらず、何度もメッセージ等を送信して くる	1	2	3
キ. 名誉を傷付けるような内容を告げたりメールを送るなどする	1	2	3

問23. あなたは、次のようなことが夫婦や恋人の間で行われた場合、暴力にあたると思いますか。

(ア～タそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	どんな場合でも 暴力にあたる	暴力の場合と そうでない場合がある	暴力にあたるとは思わない
ア. 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
イ. 身体を傷つける可能性のある物で、なぐる	1	2	3
ウ. 平手でぶつ、足でける、物を投げつける	1	2	3
エ. なぐるふりをしておどす	1	2	3
オ. いやがるのに、性的な行為を強要する	1	2	3
カ. 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
キ. 何を言っても、無視し続ける	1	2	3
ク. 交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する	1	2	3
ケ. 実家や友人との付き合いを制限する	1	2	3
コ. 「だれのお陰で生活できるのか」「甲斐性なし」などと言う	1	2	3
サ. 大声でどなる	1	2	3
シ. 生活費を渡さない	1	2	3
ス. 避妊に協力しない	1	2	3
セ. 中絶を強要する	1	2	3
ソ. 子どもに危害を加えると言っておどす	1	2	3
タ. 大事にしているペットに危害を加える、物をこわす	1	2	3

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



問24. あなたは、これまでに、配偶者や交際相手から、次のようなことをされた経験はありますか。
(ア～オそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	何回もあった	1、2回あった	まったくなかった
ア. なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた	1	2	3
イ. 人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなどの精神的暴力を受けた	1	2	3
ウ. 友人や親兄弟に会わせない、外出させない、手紙を勝手に見るなどの社会的暴力を受けた	1	2	3
エ. 生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えないなどの経済的暴力を受けた	1	2	3
オ. 見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、いやがっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力を受けた	1	2	3

問24で「何回もあった」「1、2回あった」と答えた方だけにおたずねします。

問25. 暴力があった時点であなたの相手との関係をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 配偶者	3. 交際相手	5. その他
2. 元配偶者	4. 元交際相手	(具体的に)

問24で「何回もあった」「1、2回あった」と答えた方だけにおたずねします。

問26. あなたはそのことを、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 家族	4. 弁護士	7. 学校・職場
2. 友人	5. 医師・カウンセラー	8. その他 ()
3. 警察	6. 市や県の窓口	9. 相談しなかった

問26で「9. 相談しなかった」と答えた方におたずねします。

問27. どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

（あてはまるものすべてに○）

1. どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどい暴力を受けると思ったから
5. 加害者に「だれにも言うな」とおどされたから
6. 相談相手の態度や言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
8. 子どもに危害が及ぶと思ったから
9. 世間体が悪いから
10. 他人を巻き込みたくなかったから
11. 他人に知られると、これまでどおりの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
12. そのことについて思い出したくなかったから
13. 自分にも悪いところがあると思ったから
14. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
15. 相談するほどのことではないと思ったから
16. その他（具体的に

すべての方におたずねします。

問28. 配偶者や交際相手との間で、相手から暴力を受けた時に相談できる窓口としてどのようなところを知っていますか。

（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 警察本部（生活安全企画課）・警察署 | 9. DV被害者支援センター
（紀南DVセンター） |
| 2. 家庭裁判所 | 10. 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」 |
| 3. 弁護士 | 11. 田辺市男女共同参画センター「女性電話相談」 |
| 4. 法テラス和歌山 | 12. 市役所の相談窓口 |
| 5. 法務局、人権擁護委員 | 13. 民間団体（NPOなど）の相談機関 |
| 6. 民生委員・児童委員 | 14. SNS相談「Cure time」 |
| 7. 和歌山県配偶者暴力相談支援センター
（子ども・女性・障害者相談センター） | 15. 電話・メール・チャット相談「DV相談+」 |
| 8. 性暴力救援センター和歌山
「わかやまmine(マイン)」 | 16. その他（具体的に |

問29. あなたは、配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 加害者から逃げるための一時保護制度などの法的支援の情報提供を行う
2. 被害者や悩んでいる人に対する相談体制を充実する
3. 暴力を防止するための広報・啓発活動を積極的に行う
4. 学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を充実する
5. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を充実する
6. 加害者を近寄らせないようにする保護命令制度などの法的支援の情報提供を行う
7. 避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する
8. 公営住宅等を活用して被害者が住居を確保できるように支援する
9. 被害者の自立のための経済的支援を行う
10. 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、啓発を行う
11. その他（具体的に _____)
12. 特にない

7. 性的少数者の方の人権についておたずねします。

問30. 「LGBTQや性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の方の人権」に関することで、人権上、どのようなことが問題だと思いますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

1. 理解や認識が不足している
2. 侮辱やいやがらせがある
3. 就職の時や職場で不利な取り扱いをうける
4. 相談・支援体制が十分ではない
5. アパートや公営住宅等への入居の際、同居親族にあたらないとして拒否される
6. パートナーが入院したが、家族等にあたらないため、付き添いや看護をさせてもらえない
7. 性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない
8. アウティング（個人の性的指向や性自認について本人の同意なく暴露すること）がある
9. 同性婚が認められていない
10. その他（具体的に _____)
11. 特に問題のあるものはない
12. わからない

8. その他についておたずねします。

問31. 田辺市では、男女共同参画社会の実現をめざし、今後、どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。

(あてはまるもの3つまでに○)

1. 男女共同参画の視点から、慣習の見直しや啓発をすすめる
2. 政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する
3. 就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる
4. 子育て、介護に対する多様な支援を充実する
5. 男女平等の視点に立った教育や学習をすすめる
6. DV・デートDV（配偶者・交際相手からの暴力）を防止するための啓発を推進する
7. 女性のための相談機能を充実する
8. 男性のための相談機能を充実する
9. 市の広報紙やパンフレットなどで男女平等と相互理解について啓発する
10. 各種団体における男女共同参画をすすめる取組みを支援する
11. 農林水産業、自営業において男女共同参画をすすめる
12. 女性リーダーの育成をすすめる
13. 男女の仕事と家庭との両立を支援する
14. 男女共同参画を推進する条例を制定する
15. 性的少数者に対するパートナーシップ宣誓制度を制定する
16. その他（具体的に)
17. わからない

◎田辺市が男女共同参画に関する施策をすすめる上で、市へのご意見・ご要望がありましたら、どんなことでも結構です。ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度ご確認のうえ、同封の返信用封筒に入れ、10月●日（●）までにポストにご投函ください。（切手は不要です）